

高等学校における産業現場実習と職業教育 －戦後高校教育の変動要因との関連で－

寺田 盛紀 (名古屋大学大学院)

Moriki TERADA

Practical Learning in Enterprises and Vocational Education for Students of Upper Secondary Schools

: In the Relationship to Changing Factors of Upper Secondary School
after the Second World War

In this paper, I try to clarify the historical characteristic of the practical learning in enterprises, so called Japanese "internship", which was introduced into the revised course of study for Upper Secondary Schools in 1999, through empirical and qualitative analyses of its developmental process. I make ready five conceptual apparatuses for my analyses and interpretations concerning each change at each stage. They are as the following. 1) educational goal and contents of some or total course, 2) demographic aspect, especially in the number of students at the vocational courses, 3) situations of student recruitment and employment, 4) facilities and equipment for practical learning within schools, 5) developmental situation of students as total, at upper secondary level. I can point out the following three conclusions through my investigations.

First, following strictly descriptions on eight courses of study after 1947, it is possible to divide into four developmental stages for practical learning. 1) At the first stage, from the first course of study in 1947 to the second revised one in 1956 (operative till 1962), it was positioned as a part of vocational courses. 2) The second stage which restricted practical learning in enterprise in some pedagogical points, but recommended it as a meaningful learning method for part time vocational students, ran from revised curriculum 1960 (operative from 1963) to 1970 (till 1982). The third period had succeeded till the newest revised course of study made in 1999, since 1978. It had tried to introduce the work experience learning (called as "Kinro Taiken Gakushu" in Japanese) into all senior high schools. The final stage is the present one after revised program in 1999 that involves a little more positive work experience, and as starts from next year as "internship learning" in Anglo-American sense.

On the other hand, the development of practical learning in enterprises at course of study doesn't always coincide with the process of changes at the

substantial level. 1) The first stage coincided with each other, but the second stage had a origin in the revised Law of School Education in 1961 and is named as a "Japanese Dual System" by me. 2) The second stage, "Japanese Dual System", was applied only to part time vocational students, moreover there were few results concerning the practical learning outside schools till revised course of study 1978 was made. 3) Therefore we can dare to add the third stage as a vacant one. 4) The fourth stage had succeeded since 1978 till 1999 (2003) and had been taking two styles for practical learning in enterprise, one was the work experience for all high school students, especially in general courses, the other was praxis in industry for vocational courses. 5) Of course, today after revised course of study 1999, we are confronted with realization of "internship" for career education.

Now I try to point out more meaningful factors that influenced developments and changes of practical learning outside school. 1) Regarding the transition from the first to the second stage, two aspects functioned critically. One was the roll of the well-known financial act, "Sangyo Kyoiku Sinko-Ho" which aimed to improve and full the equipment and facilities in vocational schools since 1951. Japanese High Schools could not help using facilities in enterprises outside schools as practical site for a long time. 2) I can pick up the other factor that had so meaningful function in the establishment process of Japanese vocational education system. It meant the "internalization of vocational education into vocational schools", saying in other word, they tried to expand vocational subjects and reinforce the specialty level of each student only within schools. I can also interpret that the decline of cooperative vocational education between part time vocational schools and formal training within enterprises depended on 3) the hustle phenomenon to full time and General High Schools, and 4) transition from high school graduates to university graduates in recruitment of Japanese industries. Beyond the fifth (vacant) period, today after 1999, 5) political shift from high schools to universities in employment, and 6) imperfect development of vocational preparation and identity by students are increasingly pressed out necessities of "internship" learning to the front of problems.

はじめに

1. 課題

本稿は、戦後わが国高校教育における産業現場実習（以下現場実習）の展開過程を実証的かつ分析的に提示し、1999年高等学校学習指導要領（以下学習指導要領）で導入された「就業体験」の歴史的・性格・役割を明らかにしようとするものである。インターンシップは、歴史的には英米の医師養成課程（過程）における資格取得後の実地見習い研修に由来するが、1970年代以降アメリカの中・高等教育段階で拡大された現場（企業）実習の様々な形態を意味してきた。近年、

我が国文部科学省は、それを生徒（学生）が「在学中に自らの学習内容（専攻）や将来の進路等（キャリア）に関連した就業体験」を行うことと、広く（職業指導・進路指導的な面から）位置づけ、研究者の関心を呼んでいる。

しかし、第2次大戦後に限ってみても、中等教育・高校教育研究の分野において、現場実習を含む就業体験が積極的な研究対象とされることはほとんどなかったと言ってよい。本稿の展開途上で随時紹介するように、高校教育課程政策の変更（学習指導要領改訂や高校教育法制の改正）前後には、少なくない行政的・官製的報告書や論説、若干の研究者による調査研究や政策論的研究などが見られた。ごく最近の「インターンシップ」の推進に照準を合わせた佐々木、吉本、筆者らの研究プロジェクトについてもその例外ではないかも知れない。

しかし、ときどきの政策を超えて、教育学・産業教育学の対象として位置づけた研究は、管見の限り、細谷俊夫（1978年）や、宮地誠哉（1978年）らの著作をはじめごくわずかしか見られなかった。学術研究ばかりか、研究の手がかりとなる文部省や各府県の年史類、また学校の年史（誌）類にさえ、記述がほとんど存在しない。この問題に近い職業教育（学）・産業教育（学）を含め、教育（学）研究が組織的教育、カリキュラム化された教育に集中してきたことと無関係ではなかろう。小林一也が最近刊行した資料集体系的な著作の中で、現場実習（インターンシップ）を「戦後工業教育の忘れ物」と形容している（2001年、429頁）。およそわが国の学校教育、職業教育が現場実習など、教育とは認めていないといえるほど、学校中心に発展してきたことと関係があるようである。

ここでは、現場実習・就業体験学習が重要な教育・研究課題であるとの認識、とりわけそれなしには職業教育や職業・進路指導は完結しないとの認識に立って、この問題を多少大きなパースペクティブで検討してみたい。

2. 方法

冒頭に、「現場実習の展開過程を実証的かつ分析的に提示」とした方法的含意は以下のとおりである。まず、現場実習という分析対象を、幾たびか改訂されてきた高等学校学習指導要領の定義・規定に関わる実践と捉え、まず仮に学習指導要領改訂に対応させて時期区分を行う。ついで、それと照らし合わせながら若干の聞き取りを含めた史実の提示を行い、学習指導要領（上の展開史）との照応関係を再検討する。同時に各発展時期ごとの現場実習の盛衰を、それを規定すると思われる若干の概念（道具）を用意して分析・説明する。

その際の、分析概念とは、おおむね、次の5つのファクターである。①教育全体ないし関係教科の目標、教科課程の構造、②生徒の在籍（高校進学）状況、③卒業後の進路・就職状況、④施設・設備の整備状況、⑤生徒・青少年の職業観や労働観の形成状況などである。

1. 学校教育計画・学習指導要領における現場実習の展開

1. 大阪S工業高校の『学校教育計画』における現場実習

(1) まず、およそ戦後の高等学校教育の中に、現場実習がどのように現れていたのか、個別高校の事例に即して見てみよう。以下は、大阪府立西野田工業高校の戦後の『学校要覧』（以下『要覧』）と『学校教育計画』（以下『計画』）に現れた現場実習の展開例である。同校は1906（明治39）年、

大阪府立職工学校として設置され、戦後の1948年以降西野田工業高等学校として、機械、電気、建築、木材工芸、土木などの全日制、定時制の各学科を擁してきた、工業教育の伝統校である。

筆者が散見し得た範囲では、同校の『昭和32年度計画』（『計画』はここまでガリ版刷り）から「現業実習」の記述が見られる。

「三 道徳教育並びに生活指導」の「2 進路指導の具体的計画」に「へ 夏期休暇を利用して現業実習を行い、実際の仕事に従事させて勤労愛好の理念と職業観^(略字)の養成を計る」とある。現場実習は、進路指導の一環として位置づけられていたのである。

さらに、『昭和34年度要覧』（ガリ版刷り）では、進路指導の具体的指導計画として、つぎのように記されている。

6月「生徒必要書類の作成・会社工場（夏期実習等の就職依頼を行う）就職先の調査、開拓及び斡旋」、
7月、8月「昨年度卒業生の就職（略字）先を訪問してその後の勤務状況の調査及び本年度就職依頼を行う」（傍点筆者）

要するに同校の行政上の文書では、現場実習は就職指導、就職斡旋の一環として夏期休業中に行われていたということになる。その後の『昭和39年度計画』を見ても昭和32年度計画の内容とはほぼ同じである。しかし、この年（の記述）からより詳細な月別計画表が記されている。『計画』の第3の2「進路指導の方策」から職場実習関係のもののみ抽出する。

3年生「4月 進路確認と相談 5月 職場訪問補導開始 6月 夏期実習並に就職依頼発送 7月 職場実習斡旋 職場見学 8月 実習巡回指導 9月 職場実習反省 進路相談 10-12月 進路確認調査 推薦開始」

さらに、『昭和41年度学校教育計画』でも、同様の記述があり、それは、『昭和44年度学校教育計画』まで継続する。

「第3 道徳教育並びに生活指導（特別教育活動を含む）」の重点 1. 本年度努力目標 (h) 夏季休暇を利用して現場実習を行い、実際の仕事に従事させて勤労愛好の精神と職業観の養成を計る」

(2) ところが、1970年の『昭和45年度計画』から「エ. 計画の樹立」に関する「進路指導計画表」で夏季実習は学校側の主体的な試みとしては廃止され、7月の作業の1つとして「夏季実習の届出」のみが残った。さらに、1983年の『昭和58年度計画』からは、その「夏期実習の届出」も外された。また、1986年の『昭和61年度計画』では、現場実習的な内容の計画はいっさい見られないが、計画の「第3 特別活動の重点」に「3 勤労にかかわる体験的な学習についての年間指導計画」が入り、「〇〇川河川敷の清掃整地」（1年生全員は年2日）が計画実施された。それまでの現場（現業）実習に代わって、勤労体験学習という名の体験学習が導入されている。

2. 「高等学校学習指導要領」改訂史における現場実習：第1期：1960年改訂要領まで

それでは、西野田工業高校の学校文書に見られる現場実習や勤労体験学習は、学習指導要領の上ではどのように位置づけられたきたのであろうか。

(1) 戦後最初の教育課程である、1947年学校局長通達「新制高等学校の教科課程に関する件」を見ると、工業の全15学科の課程表末尾備考欄に「第三学年において四箇月までの現場実習を行うことができる」とある。小林一也がいうように、「関係教科というのは実習に関係ある教科という意味」であること（実習が職業教育課程の中心に座っていたこと）、と「四箇月までの現場実習」という相当の量の「就業体験（インターンシップ）の先駆」が存在したことに注目される（小林

2001年、428-429頁)。他方、商業の課程案には、特に現場実習についての記述はなかった。

(2) つぎに、最初の教科別学習指導要領(案)であった『高等学校学習指導要領 工業科編(試案)昭和26年(1951)改訂版』と『高等学校学習指導要領 商業科編(試案)昭和25年(1950)版』を見ると、現場実習は『工業科編』では一切の記述がなくなっている。ところが、『高等学校学習指導要領一般編(試案)』(1951年)では、「職業課程にあつては、実習にあてられた単位を7割までは、現場作業にふり向けることが認められる。現場作業に単位が与えられるのには、その現場作業が・・・実習の一部と認められる場合に限られるのであって、・・・その作業が教育的に価値のあるものでなければならない」とある。

『商業科編』(1950年)には、科目「商業実践」の「学習方法」として、「a.同時堂業法 b.模擬実践法 c.学校売店の経営 d.商店・会社・工場など・・・現場において実習する」(傍点筆者)ことが例示されている。商業科教育の分野の方が教育課程との関連が深かったのかと推測させる。

(3) 1956年度の改訂は高校のみの改訂であったけれども、一般編、各教科編とも「試案」がとれた学習指導要領となる。『高等学校学習指導要領 一般編』(1955年12月発行)では、夏期休業中などの「特別実習」として位置づけられた。「職業に関する各課程においては、夏期実習、農場当番、工場実習等特に必要な場合にかぎり、これらを『特別実習』として、・・・各教科編に定めるところに従い、履修させることができる」(22頁)。『工業科編』では、「学校外で生徒が個々に行った『現場実習』の単位認定については、・・・(1)その現場実習が、あらかじめたてられた学校の教育計画に照らしてみても、その課程の実習として適切なものであること。(2)教師の指導のもとで行われ、その成果の評価ができること。(3)1個学年における単位認定数は2単位程度とすること」というように、現場実習の例外的、教育的配慮が求められている。

『商業科編』の教育課程編成の留意事項にも、第3学年で行われる「商業実践」にも現場実習についての特別規定はない。しかし、後者の目標の1つに「自己の適性を生かして社会に役立つようにするため、さまざまな商業活動についての実践的経験をさせる」とあり、現場実習がここに吸収されたことを示している。武市春男はこの時期の商業科の総合的実習科目であった「商業実践」について、「商業経済・簿記会計・実務などの・・・各科目を総合した学習・・・が必要である」。そのために「学校売店の経営、実習販売、現場実習などいろいろな方法があるが、これらは高等学校という教育の場を考えると適当でなかったり、十分でない部面が多分に認められる。そこで、教室へ模擬社会を設け、・・・商業の実際社会における同じような」学習、つまり模擬実習が中心になるべきことを推奨している(武市、243-244頁)。

3. 第2期：1960年版(1963年施行)と1970年版の学習指導要領

(1) 1960年の改訂から、『高等学校学習指導要領』のあとに「(文部省告示)」が付され、それはより拘束性のあるものとなった。さらに、一般編、教科編が1冊に統合された。しかし、それは1956年版(その後今日に至るまでのもの)とほぼ同形式の学習指導要領であった。高校の教育組織が課程制から学科制に転換するなど、教育課程史上注目すべき点も多い。現場実習については、職業学科共通に「職業教育を主とする学科においては、現場実習をもって実習にかえることができること。この場合、現場実習は、学校においてあらかじめ計画されたものであり、教師の指導のもとで行われ、その成果が教育的に評価できるものであることを要し、その時間数は実習の総時間数の7/10以内とすること」との規定が1951年以来復活した。中でも「7/10」規定は、1989年改

訂学習指導要領まで継承される。

(2) 1970年版の学習指導要領(1973年以降実施)においても、「実習の総時間数の10分の7以内」規定は変わらなかった。しかし、『高等学校学習指導要領解説 工業編』では、「工場等の企業で働く勤労青少年の多い工業の定時制などでは、この主旨を尊重すべきであろう」(傍点筆者)とあり、全日制現場実習がこの時期低調であるとともに、この現場実習規定の理解には、定時制問題の検討を要することが伺い知れる。商業科には目立った変化はない。

4. 第3期：1978年改訂(1982年以降実施)と1989年改訂(1994年以降実施)の時期

(1) 1978年の改訂は、現場実習にとっては、1つの大転換となる。1960年以來の職業学科共通規定(7/10規定)はここでも継承されたが、教育課程編成の総則第1款「教育課程編成の一般方針」の第4項で、「地域や学校の実態に応じて、勤労に関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、・・・望ましい勤労観、職業観の育成」をめざす、いわゆる「勤労体験学習」(以下「」なし)が導入された。

(2) さらに、1989年改訂において、他の職業学科とならんで、工業科、商業科にも、科目「課題研究」が新設された。たとえば、工業科の課題研究の指導項目(他に作品製作、調査・研究、実験、職業資格の取得)の1つとして「産業現場等における実習」が設定された。それは、「専門学科に関連する知識や技術を総合的、発展的に学習することとともに、「生産活動の実態を理解させ、進路意識の啓発や勤労観・職業観を育成し、さらに対人関係の大切さや協調性を育てること」を企図していたのである。1978年改訂で導入された勤労体験学習を教育課程の面から補強したものとさえいえる。もちろん、総則第1款の勤労体験学習は、「勤労や奉仕に関わる体験的学習」として維持された。

5. 第4期：1999年版学習指導要領(2003年度から実施)

今次の改訂では、1978年以來の課題研究の「産業現場等における実習」が残るとともに、より特徴的な点として、同じく1978年版以降推奨されてきた「勤労や奉仕にかかわる体験的学習」が「就業やボランティアにかかわる体験的な学習」に衣替えし、また「職業教育の充実」(専門学科)のコンテキストでは「就業体験の機会の確保」の実施が義務づけられ、さらに職業に関する各教科・科目での就業体験(現場実習)の通常実習への振り替えに単位制限がなくなったことなどである。「就業にかかわる体験的学習」が一般に「インターンシップ」と称されている。それが現場実習史上新たな時代を画するのかどうか、注目されているわけである。

II. 職業教育の補完としての現場実習

—1960年改訂まで(1963年まで実施)—

それでは、Iでみたような学習指導要領上の現場実習は実態上はどのように展開・推移するのか。後者は前者と密接に関連しながら発展するのか、それとも無関係に推移するのか。ここでは、筆者が名古屋大学附属図書館「中等学校史誌コレクション」(佐々木享元教授寄贈のコレクションがベースになったもの)から散見しえた事例、上記西野田工業高校の学校資料とヒヤリング及び京都市の状況に関する資料などから検討する。

1. 技術・技能の社会での活用：行政からの委託による土木科の測量現場実習

(1) まず、高崎工業高校土木科で「現業実習」が行われていたことが記されている。「現業実習とは、学校での実習では学びきれない実践的な技術を官公庁や民間会社の仕事に従事し、それらを体験的に学ぼうとするもの」であり（高崎工業高等学校 1990 年、372 頁）、それは「昭和 23 年からで、昭和 50 年代まで続けられている」（正確には下記のように、昭和 53 年度まで実施、372 頁）。内容については、以下のように記録されている（373 頁）。

- ・建設省河水総制事業の調査活動で、定期横断測量（河床の変化）を日大土木科、京大とともに参加したのが始まり。以後 5 年間継続。
- ・バイパス（全長 5.8 キロ）では、建設省の委託で平面測量、路線中心杭の設置、縦断測量、横断測量（昭和 25 年）
- ・昭和 53 年の夏休み：高崎市役所の依頼。市内の小・中学校 36 校（現状と平面図があわなくなった）の平面測量。クラスの約半数の生徒が参加。トラバース（トランジット）測量、同計算、同展開、平面測量
『高工生は真面目で、物事に熱心である』と大変好評であった。「最近では官公庁も会社も内容の充実が図られ、現業実習の依頼もめっきり少なくなってきた。また生徒からの希望も出されず、現在では現業実習はほとんど行われていない」（1990 年現在）。

(2) 佐世保工業高校の土木科でも同様の取り組みが行われていた。『佐工五十年史』は、その状況をつぎのように記録している（佐世保工業高等学校 1988 年、185 頁）。

「新制高校の発足した昭和 23 年頃より生徒たちは県、市の好意で現場実習をおこなった。夏休みになると一ヶ月間余、生徒が現場実習に出るので教師は実習させてくれる現場捜しに忙しかった。・・・昭和三十二年（に起きた：補注）諫早水害復旧工事では、長崎県土木部長の要請もあり、県庁や長崎市で実習していた生徒が測量助手として活躍した。」

(3) 西野田工業高校土木科でも同様の取り組みが行われていた。同校の『計画』では、1957 年（昭和 32 年）に就業体験が進路指導（職業斡旋）のための「現場実習」として登場し、1970 年（1970 年改訂の要領）には事実上消滅し、さらにのち 1986 年（1978 年改訂・1982 年実施の要領）に登場した「勤労体験学習」に取って代わられる。同校の『計画』の記録上、「就業体験」は少なくとも 1969 年ころまで実施されていたことになっている。ところが、『計画』に記されていることと「実際に行われていた」こととは別物のようである。以下は、筆者の同校元教諭（土木科）に対する最近のインタビュー記録による。同校には、戦前から、前述のように、機械科、電気科、建築科、木材工芸科（戦後デザイン科）、そして戦後の昭和 31（1956）年度から土木科が、それぞれ全日制、定時制とも設置されている。したがって、より正確に検証しようとするれば、土木科以外の調査も必要になる。

K 教諭は、建築科土木専攻の 3 期生（28 年度入学、31 年卒業）、1 年間民間企業に勤めたのち、昭和 32 年から助手、昭和 42 年から教諭、平成 10 年 3 月に退職している。

同氏によると、「現場実習の記録はなにもありません」ということで、記憶を呼び起こし、メモ書きしてもらい、さらに詳しく質問するという方法をとる以外に手はなかった。この学校の土木科では、昭和 29 年（1954 年）から、自身が生徒として参加した昭和 30 年を挟み、少なくとも同氏が助手として引率した昭和 37 年（1962 年）まで現場実習が行われていたという。同氏のメモの大半を忠実に示すと、以下のようなものである（第 6 と 11 は省略）。

1. 各年度の指導計画はない（6月下旬頃の大阪府庁・西宮市役所からの依頼）
2. 期間は7月20日～8月31日まで
3. 賃金は生徒に直接支払われる。日当は約240円～260円
4. おもな実習場所（府庁内・府下の土木事務所） 実習内容（府下の雨量の統計表作成・測量）
5. 昭和29年～37年頃まで希望者のみ
7. 昭和36年～37年頃まで西宮市小学校2校校外指導（測量・平面図作成）（補注：自身が引率した実習）
8. 期間は7月20日～完成するまで
9. 賃金は役所より土木科が受け取り生徒に支払われる
10. 土木科職員は手分けして各出張所へ出向き状況を把握する

「現場実習の目的は」との質問に関して、それは確かに「就職の一環ですけど、そういう専門の経験をしておくことが大事だと思っていました」「他の科では、実習のときに就職の依頼をしていたかも知れませんが」と、専門教育の一環としての位置づけが強調された。

「なぜ現場実習が成り立ったのか」との質問について、「当時の生徒の学力・計算力はいまとちがってよかったんですわ」「当時民間の測量事務所なんかありませんでしたから」とのことであった。「なぜ現場実習がなくなっていったのか」ということについて、「だんだん依頼もこんようになりましたんです」とか、「現場で事故が起きた時の問題があり」教師側からの廃止の声もあったという。

2. 学校職業教育の必須部分・代用としての現場実習

- (1) 筑豊工業高校では、新制発足時に市（議会）あげての運動の結果、昭和22年（1947年）に鉱山機械科が設置されている。同校は昭和22年の文部省の教科課程案とはほぼ同様の教育課程を作成している。それは、国、社、保体、数、理など普通科目必修で38単位、製図・機械実習、採鉱、鉱山機械など必修の関係教科37単位、普通と工業を合わせた選択教科18単位で、合計93単位になっている。この課程表の欄外には「以上の外、春季、夏季及び冬季の各休業期間に各学年共40日の工場、採鉱に於ける現場実習を課す」とある（筑豊工業高等学校1988年、250頁）。この現場実習は、大正9年の校内規程「校外実習心得」以来の現場実習を継承したものである。昭和23年度課程案では「各学年とも六十日以内」「実習課程は別にこれを定める」（415頁）とあり、昭和38年（1963年）度の教育課程表まで続いている。

昭和38年度の課程表別表2「現場実習課程」によると、採鉱科、機械科、土木科の3科とも第2、第3学年で各14日の現場実習が必修化されており、採鉱科以外の学科でもそれが行われていたことがわかる。採鉱科の場合、「鉱山」を現場とし、第2学年で坑内測量、坑外測量、坑内運搬、第3学年で掘進・通気、採炭・保安、支柱・保安の項目が示されている（423頁）。この学校では上記のように、「校外実習心得」が存在しており、新制発足後昭和38年まで実施されていた（効力を有していた）その「心得」から、同校で実際に現場実習が行われていたことを窺い知ることができる。それによると、「（1）現場実習は学校内と違って、特に各自の積極的な態度と旺盛な研究心がなければ、その目的を達成することができないのでこのことを十分自覚して熱心に実習すること。・・・（5）社内での行動は、常に指導員に連絡すること。・・・」などとある。同校の現場実習は明らかに専門教育課程の一部として取り組ま

れていたものである。

- (2) この時期、校内実習の設備面での代用機能を果たした現場実習も目立つ。次のような、大阪府岸和田市立産業高校の戦後初期の事情は、その典型と言える（岸和田市立産業高等学校 1957年、95-96頁）。

「昭和二十三年紡績科を設置した当時は日本鍛圧綿布工場帝国産業岸一岸二工場で紡績実習を行って生徒に教育しておったが教授内容の進歩につれ、校内に実習工場設備の必要性が高まり、その準備に取りかゝる事になった。・・・しかし紡績機械は一台もなく其の他の種々な設備も整っていなかった為に三年卒業前の夏季休暇を利用して帝国産業及び近郊の工場で長期間各部門に涉って校外実習を行ってきた。・・・昭和三十一年には・・・校内実習工場にて充分なる実習授業が行われるようになった。」

また、広島工業高校が、1951年の産業教育振興法制定後、翌二十七年「これに基づく国庫補助金により、本校は施設、設備充実費・・・を受けた」が、「限られた学校施設、設備においては実験実習の徹底を期し難いので、各科は二十七年度より広島大学工学部工業共同実習所において年次指導計画のもとに新しい生産技術と精密機器類の取扱いについて学習をなし、技術教育の徹底化を期し」たのも、そのようなコンテキストにおいてである（広島工業高等学校 1957年、70頁）。

同様のことは他県でも広く行われていたようで、下関工業高校でも、昭和28年から機械科3年生に山口大学工学部の夏休みの工業高校共同実習に参加させている。しかし「昭和三十五年、・・・共同実習は、本校の設備が次第に充実してきたことと、遠方であること、などいろいろ検討して、この年を最後に、共同実習不参加を決定した。」とある（下関工業高等学校 1970年、165頁、168頁）。

3. 商業実習・職業指導としての委託実習

筆者は商業の現場実習（夏期アルバイト）は相当全国的に普及していたし、いまでも続けられているものと推測している。筆者自身、長らく大阪や金沢の百貨店、スーパーなどで商業高校の生徒が夏期休暇中「実習生」として接客の仕事に携わっているのを目にしてきたからである。筆者の勤務地である中京地区ではあまり見聞することもないばかりか、その存在自体を強く否定する商業教師もいるので、商業現場実習はどうやら西日本に比較的発展していたとも考えられる。

- (1) 筆者が散見できた学校史資料では、とりあえず、京都の商業高校の年史2件からそのことを確認できた。1つは、明德商業高校であり、いま1つは京都市立西京商業高校である。

『明德六十年史』によると、同校生徒が昭和29年から31年まで大丸百貨店で商業実習を行ったことが生徒実習記録の引用とともに報告されている。残念ながら、期間等の詳細が記録されていない（124頁）。

「明德の三年生三十八人が六月十三日から大丸の実習に参加した。まず、小川人事課長から勤務心得などの説明があり、売場に出た。実習ののち反省会がもたれ、・・・『聞く』『話す』『動作』の三要素がそろわないと完全とはいえないことを知った。・・・」

他方、京都市立西京商業高校（当時総合制）の『創立三十年記念誌』は、京都市内の現場実習の事情をかなり詳しく伝えている。それによると、京都市では、昭和25年にアメリカのある職業高校（午前講義、午後現場実習）を視察してきた不破教育長が指導し、同年10月から市内商業課程、工業課程の委託実習が導入されたのである。同校でも、12月10日から20日

の10日間、百貨店、駅、倉庫会社等の事業所で現場実習が行われたのを皮切りに、昭和38年(単独制商業高校に改組する)まで続けられている(169頁)。

京都市では、1964(昭和39)年(新学習指導要領の施行年)以降、この現場実習を行わなくなった。その理由として、「次第に形骸化し、アルバイトと変わらなくなってきたこと、人数が多くて委託先に困難を伴ったことと、前述の商業教育としての効果(授業にふさわしい内容の実習では、役職にある人達を必要とし、足手まといとなったこと)をも考え、工業が社会見学に切り替えたのと相まって、本校も社会および職場見学に切り替えた」(169頁)と説明されている。

- (2) この京都市教育委員会が指導した委託実習の詳細について、当時同校に勤務し、このプログラムに関わっていた山本久三郎が『京都市学校職業指導委員会報告』なる冊子に、昭和25、26の両年度にわたる実施状況をまとめている。

山本氏は、同報告書巻頭言で、委託実習のいくつかの原則的総括を行っている(2-3頁)。第1に、委託実習の目的は、当時のアメリカの「進路の如何を問わず凡ての青年に対して監督され組織された状態の下に『働く経験』を持つことを重視」したPart-time cooperative trainingに範をとった委託実習は、「所謂In-school trainingではなく、out-of school trainingである。・・・実社会の商的環境(Business environment)の現実の"場"(real situation)に於いてsupervised workを受ける機会を生徒に与ようとする」ものと説明される。

第2に"real situation"での"job -training"の"job"を「夫々異なるいくつかの単位『職務』の連続遂行」と、また「trainingは養成とみるべきで、個人を特定の職務(specific job)遂行に適合(fitting)させる過程である」と捉えている。

第3に、この実習が職業指導的な位置づけを与えられていたにもかかわらず、「委託実習は生徒の課外活動とせず、一教科に準ずる学習活動とし、「実習期間は連続十日(八十時)」とされる。また「学校の教育課程内の実習であること」「学校から委託費を支弁すること」「賃金を受けないこと」と合わせて、「労働基準法の適用を受けないこと」になっていた。

第4に、「委託先は別掲の通り四十八箇所であり、・・・其間業種業態・規模の大小・事務分掌・執務様式に相当な差異があり、且又本計画に対する理解と教育的協力の差が」あるので、「大組織のところでは十日間のプログラムが我々学校側との合議のもとに作成される。しかし、「若干の小規模の向では一種の徒弟制度下の店員養成類似の方式がとられた」という。

第5に、「職員は実施期間中、委託先と実習生との間の本制度実施上重要なCo-ordinatorの役割を果たす程度」であったが、「教師自ら有能なジョブ・インストラクターの一員となり得たならば理想に近い」という。

本報告書には、「工業課程委託実習報告」も掲載されており、落陽高校の工業5課程、伏見高校の工業5課程の生徒アンケート調査、各課程別実施報告も掲載されている。

4. 衰退要因

かなり明確に昭和37年(大阪西野田工業高校)、38年(京都市)あたりを境に現場実習が低調になる理由は何であろうか。上記の各高校・地域の事例から、地域産業の発展、受け入れ先の減少、実施目的の形骸化などの問題が指摘できる。しかし、この時期の現場実習衰退のより根本

的理由は、職業教育財政（施設・設備助成法）の整備と学校教育課程の拡充である。

(1) まず、産業教育振興法（以下産振法）についてである。武市は、つぎのように、当時の職業高校の設備の不十分さを補う方法として、現場実習を積極的に例示していた。

「地域社会における産業界の協力を求めて現場において実習する方法として、協定実習ということが考えられる。これは主として、工業教育に適し」ているが、「商業教育においてもこの方法を実施できるものとすれば、一面において施設・設備の不足を補うことができるのみならず、他面また、生きた産業界の実際を知り、現場における体験を通して教育上の効果の大なるものがあるであろう。しかし、現在のところ、わが国の実情は、産業界の積極的援助と協力を得ることがむずかしく、今後の研究にまつべき事柄であろう」（161頁）。

産振法の成立過程については、文部省『産業教育八十年史』（第2編第2章「戦後の産業教育行財政」）、佐藤の研究（1996年）に詳しい。この産振法の補助は、ほとんどを高等学校産業教育の「設備整備費」と「施設整備費」で二分していたが、中でも前者の大半を占めていたのが「一般設備費」、すなわち実験・実習施設整備経費であった。

表1のように、1957（昭和32）年度に一旦うち切られた後、1964（昭和39）年度以降新基準のもとに復活する。この助成法が効力を持つてくるのはそれ以降であり、1965（昭和40）年以降の予算増には目を見張るものがあった（文部省1974年、236頁－243頁）。つぎに述べる職業教育の目標・課程レベルの「学校内化」を財政の面から支えていたと言える。

(2) 第2は、第1期現場実習の担い手たる高校（全日制）職業教育課程の「学校内化」の進行である。定時制高校と事業内職業訓練の連携教育や企業内高校の設置が進められていたちょうどその時、高校（全日制）職業教育の「学校内化」が急速に進行していた。高校職業教育の目標における企業内労働市場への接近、教育課程における専門科目の増加という形においてである。

教科工業を中心にみると、そこでは1950年版学習指導要領以来（1978年改訂まで）一貫して、「中堅技術工員」や「中堅技術者」の養成がめざされてきていた。また、1956年の『高等学校学習指導要領一般編』に至っては、職業に関する課程においては「専門的な技能に習熟させる」（9頁）とまでいい、また1960年の改訂では、卒業に必要な総履修単位（85単位）のうち、戦後最高の35単位以上という例外的に高い水準を求めた（それまでは30単位）。この35単位というレベルは1970年改訂でも維持された。高校という学校職業教育において「中堅技術者」（工業）や、「商業ならびに経営管理や事務に従事する者」（商業）を自己完結的に育成しようとしていたのである。

Ⅲ. 「日本的デュアルシステム」における現場実習

－1961年「連携教育法」から1970年頃まで－

1. 産学連携教育の展開

前述のように、現場実習は、1956年改訂学習指導要領で「必要な場合にかぎり、・・・『特別実習』として」実施できるとなり、相当に限定されたのであるが、1960年改訂で、1950年改訂に立ち戻り、再び「実習の総時間数の7/10以内」に拡大される。

にもかかわらず、一般校では現場実習は低調であった。他方、この時期、高度成長を支えるマン・パワー、技能労働者の養成において、高校職業教育と企業実習を結びつける「産学連携教育」が推進された。「7/10以内」規定はこの産学連携教育に機能した。事実、前述のように、1970年改訂の際、『高等学校学習指導要領解説 工業編』（文部省1972年、7頁）では「工場等の企業で働く勤労青少年の多い工業の定時制などでは、この主旨を尊重すべき」ことが謳われている。

文部省は、経済界、審議会などの提言を受け、1961年10月に学校教育法第45条に第2項を追加し、「高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で・・・文部大臣の指定する施設で教育を受けているときは、当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる」ように改正した。別稿で論及したことがあるが（寺田1991年、333-34頁）、1960年代に華々しく推進された産学連携教育は、高校教育ばかりか、日本の職業教育学・産業教育学の研究にとっても誠にエポック・メイキングなできごとであった。産業教育学会を担ってきた教育学者の多くが、その実証的研究に精を出し、生成期職業教育学を形成した（斉藤1962年、倉内他1963年、本庄1964年、細谷1966年、元木1967年）。

- (1) 学校教育法からみると、この連携教育は「高等学校における教科の一部」ではあったけれども、じつは、1958年の職業訓練法成立以降期待されていた、中卒技能訓練生や社立学校生徒の「二重負担解消」を企図していたものであった。同法第3条では元来職業訓練は「学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行われなければならない」とあった。これは1958年に同法が第28回通常国会で成立した時の、すみやかに訓練生の「二重負担を軽減する・・・適切な措置を講ずべきである」との全会一致付帯決議を伴っていた（波多1970年巻末付録）からである。

さらに、連携教育は、高校入学、全日制職業教育の拡大がはっきりしてきたこの時期、「金の卵」としての中卒技能工養成を確かにすべく、あいついで出された意見書・答申類を受けたものである。すなわち、1956年11月の日経連の「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」、1957年5月の中央青少年問題協議会答申「勤労青少年教育対策要綱」、1963年の「人的能力開発政策に関する経済審議会の答申」などが、後期中等教育の多様化の一環として、定時制職業教育と（事業内）職業訓練の連携を打ち出した（宮地「職業訓練と高校との連携」1978年参照）。

- (2) 連携教育・企業内での現場実習の実態は多様であるが、「後期中等教育研究組織・工業班」は、表2のように類型化している（宮地1970年、129頁に掲載）。この中で、1961年に新設され、1963年に事業内職業訓練との連携を目的に設置された大阪府立成城工業高校の試みは「連携教育にとってテスト・ケース的役割を担うこと」（細谷1978年、221頁）になり、各方面から注目された。本研究の調査のために同校と幾度か連絡を取ったけれども、現在の管理職

者は「当時そのようなことを行っていたことは聞いている」というレベルの継承しかなされておらず、隔世の感がある。因みに、現在でも同校定時制は近辺の職業能力開発校1校との間で連携を続けている。

表2. 連携教育の諸形態

連携教育の諸類型（工業教育機関）		
類型	制度内容	例
連携方式(1)	昭和36年10月公布された学校教育法第45条の2によるもので、定時制高校で普通学科、専門学科、事業内職訓で、専門学科、実習を修めれば両方を並行して卒業することができる。 定時制高校の生徒は全員事業内職訓の訓練生であり、連携する事業内職訓は複数である。	大阪府立成城工業高校
連携方式(2)	同方式(1)と内容は同じであるが、連携する事業内職訓は一カ所であり、定時制高校生徒の中には訓練生以外の者も多数いる。	県立川口工業高校と池貝鉄工KK
集団入学	企業が従業員に高校通信教育を集団受講させる方式で、スクーリングは高校から教師が出講する。	ソニーKK厚木工場（神奈川県立平沼高校） 富山県立雄峰高校
技術高校（神奈川県）	公共職業訓練と定時制高校が連携し、1年間は全日登校し、職訓修了の資格が与えられる。 2年以後は就職した後、昼1日、夜1日または夜3日登校し、4年間で工業高校卒の資格をうる。	横浜、川崎、大船、平塚の四校
産業高校（富山県）	中小企業の従業員に対し、昼間1日、夜間3日の登校による学習を行う。また、講師が現場を巡回し、現場実習の単位を認定するとともに、仕事と学習の一体化をはかる。	高岡産業高校
委託方式	中卒採用者を公立工業高校の昼間定時制に通わせ、学科および基礎的な実習を委託する。	兵庫県立相生産業高校（石川島播磨重工KK）
業界立高校	同業界で、その業界が目的とする内容の高校を設立し、各社が中卒採用者を留学させるか、学校で一般公募して会社が奨学金を与え、卒業後採用する。	大阪繊維工業高校
社立高校	企業が学校法人を設置し、高校教育を行いながら、会社としての職業訓練をほどこす。	石川島工業高校

〔後期中等教育研究組織・工業班の資料、1965.2.による〕

宮地誠哉『中等教育と職業生活』川島書店、1978年、129頁

表3-1. 成城工業高校の連携カリキュラム

教育課程 (昭和39年度入学生の第1・2・3・4学年について)

1. 履習単位数

2. 学校で履習する教科目と単位数

()内は連携単位

区分	教科目	コース		
		機械専攻	電気専攻	
必修	国語	9	9	
	社会	9	9	
	数学	8	8	
	理科	6	6	
	保健体育	9	9	
	芸術	1	1	
	外国語	4	4	
	小計	46	46	
	教科目	機械実習	25(18)	25(18)
		製図	7(4)	
工作		2(2)		
設計		4		
工業計測		4	4	
電気一般			2(2)	
電子回路			3	
電子応用			4	
電子機器			4(4)	
小計		42(24)	42(24)	
選択科目	機械材料	2~4		
	工作	2~4	2~4	
	一般	2~4	2~4	
	原動機	2~4		
	電気一般	1~4	2~4	
	材料		2~4	
	法規		1~2	
	電子機器		2~4	
	製図		2~6	
	小計	4(4)	4(4)	
教科目計	92(28)	92(28)		
特別教育活動	4	4		
総計	96(28)	96(28)		

教科目	学年	コース									
		機械専攻					電気専攻				
		1	2	3	4	計	1	2	3	4	計
国語	現代国語 古典 倫理・社会 政治・経済 世界史A 地理A 数学I 応用数学	2	2	2	1	9	2	2	2	1	9
社会	物理A 化学A 保健体育 芸術 外国語A					9				9	
数学	物理A 化学A 保健体育 芸術 外国語A					9				9	
理科	物理A 化学A 保健体育 芸術 外国語A					9				9	
保健体育	物理A 化学A 保健体育 芸術 外国語A					9				9	
芸術	物理A 化学A 保健体育 芸術 外国語A					9				9	
外国語	物理A 化学A 保健体育 芸術 外国語A					9				9	
小計		11	15	9	11	46	11	15	9	11	46
工業	機械実習		3	4	7			3	4	7	
	製図		3		3						
	設計		4		4						
	工業計測		4		4					4	4
	電子回路								3		3
電子応用									4	4	
小計		6	12	18				6	12	18	
教科目計		11	15	15	23	64	11	15	15	23	64
特別教育活動		1	1	1	1	4	1	1	1	1	4
合計		12	16	16	24	68	12	16	16	24	68

[注] ①卒業までに履習すべき単位のうち、数学(8)英語(4)と、他校にくらべて少ないのは、各訓練所とも、これら普通教科の授業を相当時数実施しているためである。
②第1年で数学Iを実施しないのは、訓練所の数学との重複を避け、これを学力の深化に役立たせるため、訓練所1年生で数学Iを3単位程度以上学習させるためである。ただし、これは学校または差付け認定の単位に加算はしない。

表3-2. 成城工業高校の事業所ごとの実習

各指定教育施設の連携科目と単位数 (昭和39年度標準)

施設名 学年	A 製作所		B 金屋		C 車輦		D 金屋		E 精器		F 電機		G 工作所		H 銅合金		I 無線		J プレス		
	38	39	38	39	38	39	38	39	38	39	38	39	38	39	38	39	38	39	38	39	
	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	
機械実習	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
製図	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
工作	2		2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					2	
材料	2		2		2	2		2		2		2		2		1					
一般			2		2		2		2		2		2		1					2	
原動機																					
電気一般																		3		3	
材料																		2		2	
電子機器																				2	
製図																				2	
電気法規																					
計	12	8	12	8	12	8	12	8	12	8	12	8	12	8	12	8	12	11	9	11	12

[注] ① 連携指定単位数は、3か年間にわたり各訓練所とも計28単位とする。
② 本表は訓練所第1・2年のものである。

注:倉内史郎ほか『企業内教育の諸問題』講談社、1965年、37-38頁。

成城工業高校と住友金属工業、近畿車輛（社名は伏されている）など9社との連携教育の実態は、宮地誠哉の1965年の調査研究に詳しく紹介されている（表3-2）。学校と各事業所訓練のカリキュラムが示すとおり、両機関は「連携単位」28単位の枠内で、実習と若干の専門科目を企業内訓練機関が分担する仕組みになっている。問題の実習は1960年版学習指導要領で25単位が上限とされている中で、「10分の7以内」という基準にしたがい、切り上げて18単位に設定されている。

2. 連携教育の衰退とその理由

- (1) この連携方式は、1967年改正で工業以外の家庭、農業、商業などにも拡大され、1970年段階で全国328施設（事業内職業訓練の21.0パーセント、公共職業訓練の6.7パーセント、家庭系各種学校の25.6パーセント）まで拡大した（細谷1978年226-227頁、宮地1978年139-141頁）が、その後急速に衰退するところとなった。

その衰退の理由は何であったか、逆説的に言うと、この時期の連携教育下の現場実習は、如何なる要因に支えられていたのか。細谷は、連携教育の問題点として、①中小企業の中卒求人難対策に利用された傾向、②企業と学校が設置している学科（の種類）の乖離、③技術教育よりも生活指導・労務管理的効果を期待する企業側の意図、④成城工業高校のケースを例外として、学校と企業が1対1で連携することの不安定性、⑤定時制高校通学への理解不足などの点を指摘している（宮地1978年、223-226頁）。それより前、これらの連携教育についての「資料を足で稼いだ」（生前の本人の弁）本庄良邦はこれらの論点をすでに列挙しつつ、他に①企業が連携教育で（入社後）得た高卒資格さえ認めないこと、②学校運営の複雑さ、③教員組合や労働組合の無関心（学習・訓練条件の未整備）等の問題を指摘している（本庄1964年、46-50頁）。

これらの内的問題点とともに、より基底的、根本的問題として、この時期、つぎの2つの要因の重要性が指摘できる。1つは、中卒進学動向の変化（定時制進学の動向）というデモグラフィックな側面、第2は新規学卒者の労働市場（中卒就職動向）の問題、以上2つはこの時期の産学連携の基盤そのものであった。

- (2) まず第1の点について、連携教育が推進されたこの時期、高校進学者（率）は上昇の一途をたどり、1962年3月卒者で6割を超え（61.2%）、1971年（1970年度）3月には8割強（81.7%）に達している（表4参照）。その間、1963年度から1967年度あたりをエポックに工業高校生の増大策がとられ、職業高校在籍者全体でもは終始4割代を維持する。職業科の拡充・安定傾向は、1970年度（41.5%、工業は13.4%で1971年と同率）まで続くことになる（その後逡減期に入る）。他方、定時制在籍率のピークは連携教育の導入前の1954年度（54.9万人余、21.7%）、工業の定時制のピークは率では1962年度（2.6%）、生徒数では1965年度（99,858人）であった（表4）。

5-3. 学科別生徒数の比率

年度	合 計									
	計	普通	職 業 そ の 他							計
			小計	農業	工業	商業	水産	家庭	その他	
昭和40	100	59.5	40.5	5.2	12.3	16.9	0.4	5.5	0.2	89.9
41	100	59.5	40.5	5.2	12.4	16.8	0.4	5.4	0.2	89.8
42	100	59.2	40.8	5.3	12.5	16.9	0.4	5.3	0.3	90.0
43	100	58.9	41.1	5.3	12.8	16.8	0.4	5.3	0.5	90.2
44	100	58.6	41.4	5.3	13.1	16.6	0.4	5.3	0.6	90.7
45	100	58.5	41.5	5.3	13.4	16.4	0.4	5.2	0.8	91.2
46	100	58.8	41.2	5.1	13.4	16.1	0.5	5.1	1.0	91.8
47	100	59.6	40.4	5.0	13.1	15.8	0.4	5.0	1.1	92.5

(注) 学校基本調査による。

普通	全 日 制								定 時 制									
	小計	職 業 そ の 他							計	普通	小計	職 業 そ の 他						
		農業	工業	商業	水産	家庭	その他	農業				工業	商業	水産	家庭	その他		
54.1	35.8	4.3	10.3	15.5	0.4	5.0	0.2	10.1	5.4	4.7	0.9	2.0	1.4	0.0	0.5	0.0		
54.0	35.8	4.4	10.4	15.4	0.4	5.0	0.2	10.2	5.5	4.7	0.9	1.9	1.4	0.0	0.4	0.0		
53.8	36.2	4.4	10.6	15.5	0.4	4.9	0.3	10.0	5.4	4.6	0.8	1.9	1.4	0.0	0.4	0.0		
53.6	36.6	4.5	10.9	15.5	0.4	4.9	0.4	9.8	5.3	4.5	0.8	1.9	1.3	0.0	0.4	0.0		
53.5	37.2	4.6	11.3	15.4	0.4	4.8	0.6	9.3	5.1	4.2	0.8	1.8	1.2	0.0	0.5	0.0		
53.7	37.5	4.6	11.6	15.3	0.4	4.6	0.9	8.8	4.8	4.0	0.7	1.8	1.0	0.0	0.4	0.1		
54.4	37.4	4.5	11.7	15.2	0.4	4.7	0.9	8.2	4.4	3.8	0.6	1.7	0.9	0.0	0.4	0.1		
55.4	37.1	4.4	11.5	15.0	0.4	4.6	1.0	7.5	4.1	3.4	0.5	1.5	0.8	0.0	0.4	0.1		

注: 文部省『産業教育九十年史』東洋館出版、1974年、666-667頁。

表 6. 学歴別就職者数 (率)

年 月	求職申込件数	求 人 数	就 職 者 数	求人倍率 ²⁾
	件	人	件	倍
中 学				
昭 40.3 卒	448,119	1,668,473	412,935	3.72
45	198,678	1,143,806	196,934	5.76
50	70,269	417,730	70,134	5.94
55	45,986	129,645	45,905	2.82
60	45,614	82,716	45,305	1.81
平 2	30,752	91,621	30,585	2.98
7	12,658	30,368	12,428	2.40
8	10,322	22,522	9,958	2.18
9	9,463	19,400	9,153	2.06
10	9,046	15,862	8,635	1.75
11	7,215	10,271	6,645	1.42
12	5,914	7,798	5,128	1.32
高 校				
昭 40.3 卒	631,546	2,212,388	651,077	3.50
45	666,323	4,701,159	657,363	7.06
50	481,292	1,627,882	480,182	3.38
55	495,159	925,239	492,000	1.87
60	476,757	841,443	472,752	1.76
平 2	522,527	1,342,898	520,503	2.57
7	331,516	642,613	327,329	1.94
8	304,091	536,175	299,343	1.76
9	288,090	517,763	283,792	1.80
10	272,296	517,822	267,319	1.90
11	228,991	359,838	221,764	1.57
12	201,346	271,667	192,400	1.35

資料出所 労働省職業安定局「職業安定業務統計」

(注) 1) 公共職業安定所取扱分と職業安定法第25条の3及び第33条の2の規定による学校取扱分の合計である。

2) 求人倍率 = $\frac{\text{求人数}}{\text{就職者数}}$

要するに、現場実習の第2発展期は、前節で触れた、1960年改訂(1963年実施)学習指導要領に見られる、とりわけ全日制職業教育の「学校内化」の進行と並行的に存在していたのであり、定時制高校に限られた現象であったと言えなくもない。そういう意味では、全日制については、1960年改訂以降、定時制については1970年(改訂)ころ以降1978年学習指導要領改訂まで、現場実習・就業体験の第3期、いわば「空白期」に入る。

IV. 長期の空白期から職業観形成の就業体験へ

－1978年改訂（勤労体験学習）から1999年改訂（インターンシップ）へ－

1960年代の「日本的デュアルシステム」の展開と高校職業教育の「学校内化」の並行的進行は、1970年代冒頭以降の職業学科進学者の逓減により、現場実習問題に対して新たな局面を開く。

1. 普通科への勤労体験学習の導入（1978年学習指導要領）

- (1) 1978年改訂学習指導要領の特色の1つは、「望ましい勤労観、職業観の育成」のコンテキストで、「勤労に関わる体験的な学習の指導を行う」ことが普通科、職業学科共通に求められたことである。

文部省が勤労体験学習を78年改訂（1982年実施）で持ち出した理由には、第1に、わが国を含めた国際的レベルの中等教育拡大と、とりわけ普通教育における技術教育、労働教育の問題がある。すでに、1962年に続いて1974年ユネスコ総会で採択された「技術・職業教育に関する改正勧告」（UNESCO、1974）は「テクノロジーと労働への手ほどきは、・・・普通教育の本質的構成要素となるべき」ことを求めていた。さらに、1981年のユネスコ教育会議では、「教育と生産労働の相互作用に関する各国教育省に対する第73号勧告」（UNESCO、1981）が採択され、「教育と生産労働の相互作用のプログラムは、生涯教育の展望の中で、・・・連続的に計画され、あらゆる科目の中でなされるべき」ことが勧告されていた（第9勧告）。「教育と生産労働の相互作用」は、1950年代末以降、ソビエト連邦、東ドイツの「ポリテフニズム」（企業での生産労働への参加を組み込んだ技術教育＝「総合技術教育」）の展開を多分に意識していたのである。そのような国際状況の中で、わが国の国立教育研究所の研究グループは、1981年3月に社会主義諸国を含む諸外国の「職業・労働教育」に関する国際比較調査（海外問題研究会1981年）を発表している。

国際的レベルの普通教育における「教育と生産労働の」具体化を、文部省は、「勤労体験学習」として実施しようとした。原が言うように（原1987年、48-50頁）、普通科における勤労体験学習が問題になっていたのである。1975年の教育課程審議会の「中間まとめ」につづき、翌年の「高等学校における職業教育の改善について」（理科教育及び産業教育審議会報告）でも、普通科における勤労体験的学習の機会を拡充するための「新たな科目を設定する」こと、「職業に関する専門教科・科目の履修の拡充」が必要とされたのである（『高校教育基本資料集』1994年、153頁以降）。

実際のところ、普通科卒者の就職率は1967年と1968年の41.5パーセントをピークに、以後1975年まで4分の1を維持していた。

- (2) 第2に、普通科ねらいで勤労体験学習が導入されることと、職業教育のいっそうの性格転換とがセットで位置づけられていた。職業学科（「職業教育を主とする学科」）は1978年改訂から、「中堅技術者養成」や「商業・経営管理従事者養成」、いわば就職・労働市場とのより直接的関連を意識した職業教育の目標を断念し、工業や商業の「基礎的・基本的知識と技術を習得させ」る方向（一般的な職務能力の準備）に転換している。工業科では、工業に関する各小学科共通に、実習、製図に加えて、「工業基礎」「工業数理」などの基礎（原則履修）科目の開設が義務づけられた。さらに、卒業に必要な専門（職業）科目の最低履修単位も、1960年と1970

年の学習指導要領で引き上げられた 35 単位から 30 単位に戻されている。

- (3) 1983 年以降施行された勤労体験学習は、当時の文部省雑誌『産業教育』の記事から見る限り、然したる拡充は見られなかった。原が危惧したように（1987 年、47-50 頁）、校内清掃や奉仕活動、すなわち非職業（教育）的活動が目立った。なるほど、普通科においても生産的、職業的な勤労体験学習の試みが推進されたけれども、たいてい、それは就職希望者の多い職業科目が開設されている普通科であったし、またその場合でも勤労体験そのものの内容は校内除草作業等が中心であった。例えば、兵庫県夢前高校では、1983 年-1984 年度に「普通教育における職業教育について」の県指定研究に取り組み、また 1989-90 年度にも文部省の勤労体験学習の指定研究に取り組んでいる。職業科目の選択履修は表 7-1 のようであるが、勤労体験自体は、9 月の「校内除草」「環境整備」であり、生徒会・部活動における奉仕活動であった（表 7-2 村本 1992 年）。

表 7-1. 兵庫夢前高校職業科目選択状況

教科	科目	年度	2年選択		3年選択	
			単位数	生徒数	単位数	生徒数
商業科	簿記会計	元	3	67	3	31
		2	3	74	3	36
	タイプライティング	元			2	20
		2			2	30
	計算事務	元	3	37	3	25
		2	3	42	3	20
	情報処理 I	元	3	29	3	35
		2	3	36	3	34
家庭科(女子)	被服	元			3	15
		2			3	20
	食物	元			2	25
		2			3	24
	保育	元			3	25
		2			3	16

表 7 - 2. 学校行事及び職員研修等

実施時期	平成元年度実施内容	平成2年度実施内容
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・校内清掃 毎日20分 全生徒 ・大掃除、ワックスがけ 毎月1回 全生徒 	同左
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・共通理解及び組織づくり 校務運営委員会、職員会、職業科目担当者会、 学年会等において検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年度の研究体制づくり ・勤労体験学習研究校連絡協議会(文部省)に出席
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労体験学習推進委員会(勤体推進委員会) 2年間にわたる計画案の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤体推進委員会(年間計画案の検討) ・先進校視察(大阪府立横山高校)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労体験学習研究校連絡協議会(文部省)に出席 ・年間計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会(勤労体験学習について 全体会后、 各係り別研修会) ・勤体推進委員会
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導講話 2年生対象(講師:職安職員) ・三者懇談 3年生就職希望者 ・地区別懇談会(6地区会場、PTA行事) 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導講話 2年生対象(講師:職安職員) ・三者懇談 3年生就職希望者 ・地区別懇談会(6地区会場、PTA行事) ・進学路クリーン作業、アンケート調査 ・勤体推進委員会(勤体学習研究発表役割等)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導講話 3年生対象(講師:本職職員) ・三者懇談 3年生進学希望者 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導講話 3年生対象(講師:本職職員) ・三者懇談 3年生進学希望者 ・勤体推進委員会(研究発表会当日の日程等)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・勤体推進委員会(2、3学期の計画について) ・校内除草作業、環境整備 全生徒、全職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤体推進委員会(研究発表会の準備等) ・職員研修会(当面する諸問題について) ・校内除草作業、環境整備 全生徒・職員
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委学校訪問指導 進路指導(職業観、勤労 観の育成)で指導を受け、L・H・R(進路関 係)を全学年公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業講話 全生徒(職業観、勤労観について) 講師 地域活動研究家 ・職員研修会(進路指導) ・勤体推進委員会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会 「生き方、人権について」 講師 県教委指導主事 ・研究授業 情報処理 I 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労体験学習研究発表会 公開授業 情報処理 I、簿記会計 I 被服、L・H・R 研究発表 県教育委員会高校教育課長並びに 担当指導主事より指導を受ける
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会 「職業観、勤労観について」 指導助言者 地元企業役員 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会 「勤体学習上の諸問題、課題等について」
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・先進校視察(愛知県立高浜高校)について ・勤体推進委員会(進路別懇談会等について) 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤体推進委員会(進路別懇談会等について)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・進路別懇談会 助言者 本校卒業生 2年生対象(6分科会)、終了後感想文提出 県教委指導主事より指導を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路別懇談会 助言者 本校卒業生 2年生対象(6分科会)、終了後感想文提出
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・勤体推進委員会(反省、2年度の計画等) ・中間報告書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤体推進委員会(総括、反省) ・報告書の作成

2. 職業学科における課題研究（1989年要領）と総合学科の「産業社会と人間」（1994年）

(1) 他方、職業学科の勤労体験学習は、次期（1989年）改訂に向けた独自科目の開発研究に向かっていた。中でも、農業関係学科、商業関係学科の現場実習の取り組みが目立つ。

栃木県立小山園芸高校は1985-86年度の教育課程開発に関する研究指定を受け、キャリア教育（クラブ活動）の一環として、第2学年生全員に春休み5日間の産業現場体験を実施している（中谷1989年）。

静岡県立富士宮工業高校も農業科・食品流通科の「総合実習」で現場実習に取り組んだことを報告している。夏期休業中6日間、2年生全員が1事業所2名、合計12事業所で実習に取り組んでいる（小野1989年）。

(2) 職業観形成、啓発的経験としての現場実習が高等学校全体の問題に拡大していく上で、1994（平成6）年度から設置・導入されることになった、総合学科の原則履修科目「産業社会と人間」は重要な役割を果たした。その詳細は別稿（寺田1998年）に譲るが、「産業社会と人間」は一部の総合学科設置校を別として、基本的には「自己の生き方を探求させるという観点から、自己啓発的な体験学習や討論などを通して、・・・将来の職業に必要な態度やコミュニケーション能力を養う」科目である（「産業社会と人間」の目標、「総合学科について」（通知）文初発203号、1993年3月22日）。「産業社会と人間」では多くの学校が、生徒の進路・職業選択を促すために、事業所現場の見学や就業体験に取り組んでいる。

3. 高卒市場の縮小と就業体験・職業観形成の必要性

(1) かくして1999年改訂の学習指導で、工業、農業などの「課題研究」における「産業現場での実習」、商業科の「総合実習」に加えて、1978年改訂以来「総則」で規定してきた「勤労体験学習」を「就業やボランティアにかかわる体験学習」に再編・拡大される。その後、首相の諮問機関であった教育改革国民会議が青少年の「奉仕活動」の義務化を提言するという動きも存在した。いずれにせよ、かくも、青少年、高校生の就業体験が問われなければならない事情は何であるのか。かつて、勤労体験が問われ、現場実習が組織された時と事情がどう異なっているのか。

1つは、就職市場における高卒と大卒の構成上の変化が指摘できる。1960年代以降、一貫して高卒者が大卒者を圧倒していた。にもかかわらず、新規学卒就職市場が縮小する中で、1998（平成10）年3月時点で、ついに大卒就職者が高卒就職者を上回ったのである（表8参照）。しかも、今日の青少年が一般に「フリーター志向」などといわれるが、高卒求人の低下につれて、じつは大卒者以上に高卒者の「無業者率」が増大しつづけている（表9参照）。

表8. 高卒就職と大卒就職の交替

年・月	卒業者数 ¹⁾					就職者数 ²⁾				
	計 ³⁾	中学	高校	短大 ³⁾	大学	計 ³⁾	中学	高校	短大 ³⁾	大学
昭40.3平	3,745	2,360	1,160	56	162	1,500	625	700	36	135
45	3,445	1,667	1,403	121	241	1,370	271	617	87	168
50	3,387	1,580	1,327	149	313	1,039	94	591	111	233
55	3,698	1,723	1,399	178	379	1,100	67	600	136	265
60	3,835	1,882	1,374	183	373	1,087	71	564	148	288
平2	4,398	1,982	1,767	217	400	1,213	55	622	189	324
7	4,013	1,622	1,591	257	493	966	25	406	189	331
8	3,916	1,545	1,555	247	513	938	22	378	163	336
9	3,831	1,511	1,504	231	525	921	22	353	157	349
10	3,764	1,512	1,441	218	530	881	20	328	143	348
11	3,666	1,503	1,363	203	532	775	17	276	120	320
12	3,589	1,465	1,329	188	539	725	15	247	120	301

資料出所 文部省「学校基本調査」
 (注) 1) 就職者は就職進学者を含む。
 2) 計は大学院を含む。
 3) 短大は45年以降含む。

注：厚生労働省大臣官房統計情報部編『労働統計要覧』平成12年度、62頁。

表9. 高卒進路における「無業者の増大」

(単位 倍、%)

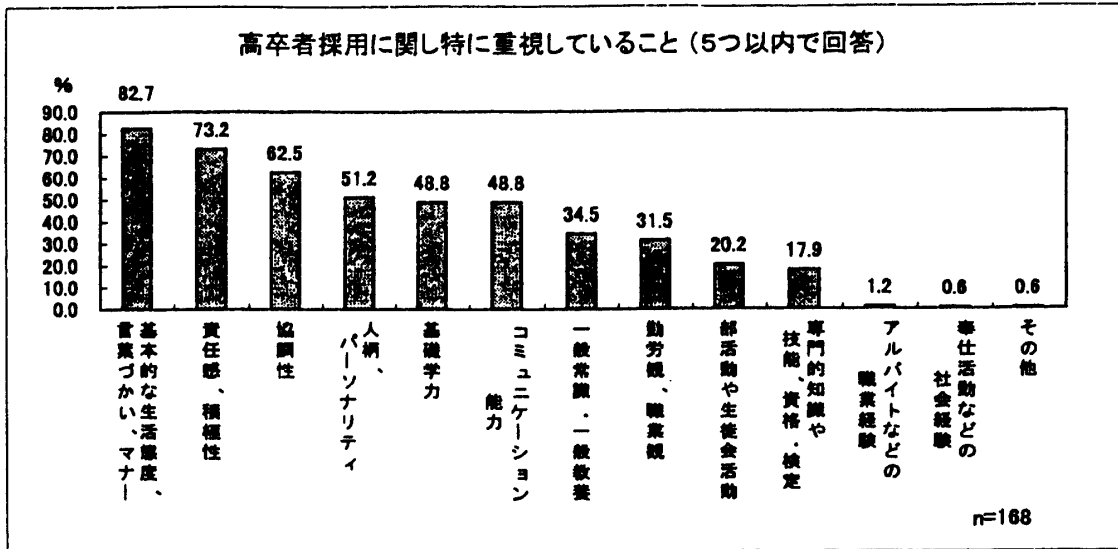
年	高卒求人倍率	無業者比率			
		高卒	高専卒	短大卒	大卒
84年	1.58	11.62	1.46	15.71	10.69
85	1.76	10.81	1.42	14.14	10.41
86	1.60	12.48	1.50	13.68	10.36
87	1.53	14.67	1.88	13.80	10.61
88	1.61	14.79	1.65	11.72	9.37
89	2.07	13.98	1.92	8.86	7.15
90	2.57	13.08	1.65	7.35	6.38
91	3.09	12.75	2.00	7.14	5.92
92	3.34	12.71	2.55	7.85	6.62
93	3.11	14.96	2.70	12.37	8.42
94	2.48	19.28	4.85	19.59	13.56
95	1.94	22.13	5.25	23.00	16.62
96	1.76	24.14	4.41	22.51	18.75
97	1.80	25.08	5.36	19.78	18.17
98	1.90	26.19	6.33	20.81	18.52
99	1.57	32.12	7.98	24.53	23.97

注：厚生労働省大臣官房統計情報部編『労働統計要覧』平成12年度、参考75頁。

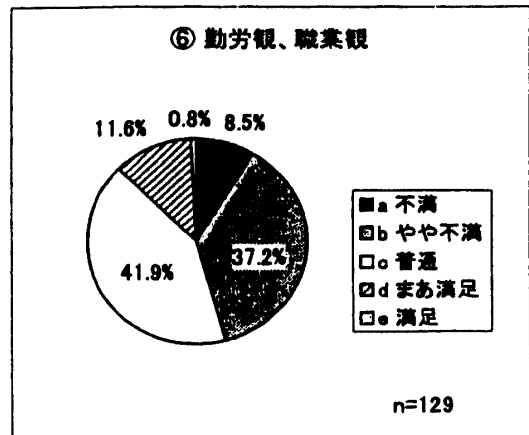
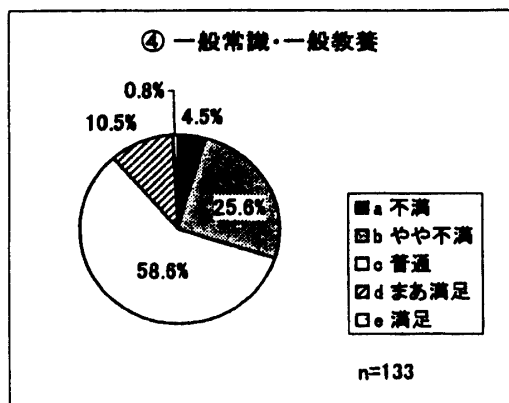
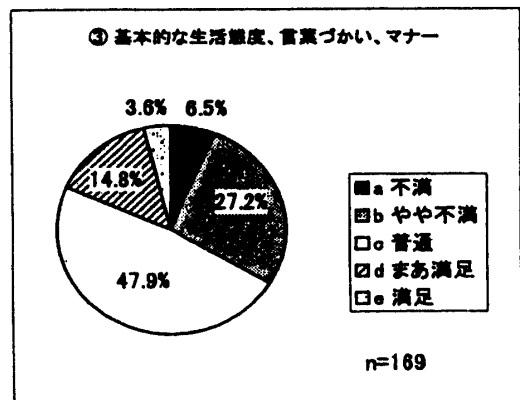
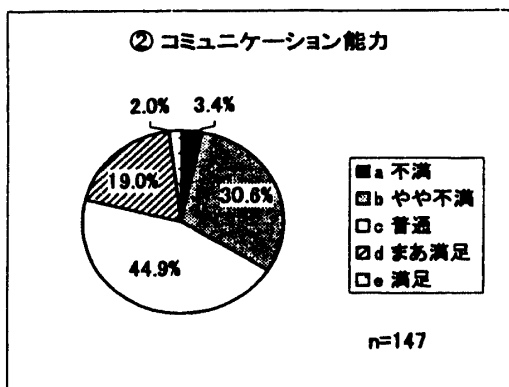
第2に、近年の高卒者、青少年の職業観そのものの問題である。職業観という「観」の問題は、それ自体独立に存在するわけではなく、労働市場構造、学校教育や家庭教育、マスコミ、ニコミなど、社会全体の作用の側面と切り離せないけれども、それでも近年の高卒者、青少年のその変化は著しい。ここでは、2001年に日経連が実施したアンケート調査（日経連2001年：東京経営者協会会員企業1573社中454社＝28.9%回答）の例のみみておく。「高卒社採用に際し、重視している要素」は、「基本的な生活態度、言葉づかい、マナー」（82.7%）、「仕事に責任を持ち、積極的に取り組む」（73.2%）、「協調性がある」（62.5%）、「基礎学力」（48.8%）、「コミュニケーション能力」（48.8%）、「一般常識・一般教養」（34.5%）のあとに、「勤労観、職業観」（31.5%）が続く（以下表10参照）。しかし、採用者（応募者）に対する不満では、「勤労観、職業観」（45.7%）が第1位で、「コミュニケーション能力」（34.0%）、「基本的な生活態度、言葉づかい、マナー」（33.7%）と続く。企業社会は高卒者のいわば見極め資質として「勤労観、職業観」を問題にしている。それが、勤労・職業生活に就いてから（就く時）明瞭になるとすれば、学校教育として生徒の将来に無関心ではいられないであろう。

表 10. 日本経営者団体連盟「高校新卒者の採用に関するアンケート調査」の集計結果について

7. 高卒者採用に関し、重視している要素



採用(応募)者に対する評価



注: 日本経営者団体連盟「『高校新卒者の採用に関するアンケート調査』の集計結果について」、4-5頁。

(2) 最後に、文部科学省による就業体験（インターンシップ）の実施状況調査（表11）を概観し、新学習指導要領前後のその特徴・課題を指摘しておく。

表 11. 平成 12 年度インターンシップの実施状況（全日制）

1 学科別実施率（公立）

(%)

	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他の職業に関する学科	小計	普通科	その他の学科	総合学科	全体
平成9年度	44.0	14.6	26.4	29.3	56.1	—	—	—	28.2	—	—	—	—
平成10年度	60.7	27.6	31.1	49.0	41.0	100.0	—	—	40.3	5.7	—	37.8	20.9
平成11年度	62.7	43.3	39.8	44.7	48.8	100.0	—	27.6	47.7	7.4	1.2	43.0	22.7
平成12年度	75.1	59.9	53.0	73.5	49.1	100.0	82.6	57.9	60.9	14.6	4.4	64.2	31.9

(「—」はその年度について、調査を実施していない。)

2 実施学科数及び体験生徒数（公立）

	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	その他の職業に関する学科	小計	普通科	その他の学科	総合学科	全体
3年間を通して1回でも体験した3年生の数(人)(注)	12,553 (35.8)	12,106 (13.5)	16,766 (19.6)	857 (22.4)	5,185 (35.5)	3,015 (100)	468 (71.6)	212 (16.8)	51,162 (21.9)	13,466 (2.1)	359 (1.8)	4,167 (22.8)	69,154 (7.6)

(注) (()内はその学科の全生徒数に占める割合 %)

3 体験日数（公立）

	1日	2～3日	4～5日	6～10日	11～29日	30日以上	計
職業に関する学科	11.6%	45.8%	23.7%	8.2%	6.1%	4.5%	100%
普通科	46.5%	39.0%	6.7%	5.8%	1.5%	0.6%	100%
その他の学科	70.5%	20.7%	8.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
総合学科	51.7%	31.1%	11.8%	2.9%	2.2%	0.4%	100%
全体	23.1%	43.0%	18.8%	7.2%	4.7%	3.3%	100%

注:文部省調べ

まず、学科別実施率、体験生徒数のいずれでも、農業関係学科が圧倒している。工業学科は本稿で指摘したような「学校内化」の問題もあってか、実施率が低かったが、近年急いで実施していることがわかる。商業学科もそう高くはない。それよりも問題は、普通科の低さである。職業観形成や就業体験が1978年学習指導要領改訂以降、とりわけ普通科生徒に狙いが定められてきたこと、高校での特段の準備がないまま、大学や就職時まで職業観形成・職業教育問題が先延ばしにされることを考えると、事は重大である。普通科には就業体験の校内基盤となるような教科・科目、施設・設備が欠いているとはいえ、今後の取り組みに注目される。

なお、1999（平成11）年度実施・実施予定の学科例（公立133学科）のうち、科目名（単位認定）について記されているものは、農業科の課題研究2、農業の総合実習14、農業科目2、商業の総合実践等の実習5、商業科目2、商業の課題研究2、工業の課題研究4、工業の実習3、土木実習2、社会福祉実習1、学校設定科目1、総合学科の産業社会と人間5、普通科の課題研究1という状況となっている（文部省2000年、227-235頁）。大多数が学校行事、進路指導等として実施されているものと思われる。

まとめ

本稿では、1999年版高等学校学習指導要領に結実する就業体験（インターンシップ）の性格、歴史的役割を究明するために、戦後高等学校における規程上および実態上の変容、およびその諸要因を突き止めようとした。この作業から、少なくとも以下の点が指摘できると考える。

1. 高等学校学習指導要領の上では、わが国高校生の現場実習は、「新制高等学校の教科課程に関する件」（1947年）から1956年学習指導要領（1962年）までの、職業教育的色彩の濃い現場実習の時代（第1期）、1960年改訂（1963年実施）から1970年改訂要領（1981年）までの、相当な制約をつけて定時制などを対象に10分の7までの現場実習を認めた時代（第2期）、1978年改訂（1982年）以降の、「10分の7」規定を維持しながら、全高校を対象とした勤労体験学習や職業教育学科の課題研究内での産業現場実習が推奨された時代（第3期）、そして、1999年改訂以降の「10分の7」の制限を撤廃しつつ、それと「就業体験学習」が「インターンシップ」として全高校で取り組むことになった時代（第4期）に区分される。
2. 現場実習は、そのような学習指導要領上の展開と高校現場での実態展開とがほぼ照応する形で推移してきた。しかし、前者と後者は微妙にずれている。例えば、第2期は、いわゆる定時制職業教育と企業内訓練の本格的「連携教育」（日本的デュアルシステム）ともいうべき時代であるが、厳密には1961年の学校教育法改正に起源を求めることができる。また、第1期は「職業教育の補完としての現場実習」の時期（ほぼ1960年代前半まで）と言えるけれども、土木科のように当時の産業が未発達中で高校の「技術」を地域に引き出した事例や、職業教育施設・設備を補うためであったり、また生徒の進路・職業指導の一環であったりして多様ではあったが、その時代の終焉ははっきりと一定していない。1960・1970年代以降の第3期（ある意味で「空白期」）、1978年改訂以降（第4期）を経て、1999年学習指導要領改訂に画期を求めうる第5期は、普通科生徒、あるいは高校生全体に対する職業観形成や職業教育ねらいの勤労体験学習から、就業（実）体験重視へと発展する。
3. 高校教育の中に現場実習が位置づけられたり、あるいはそれぞれの時期の現場実習の形態が衰

退したりする上で、いくつかの重要な変動要因を指摘できる。

まず、第1期の現場実習発展・衰退には、①職業教育施設・設備の未整備と充実（1951年以降の産業教育振興法）という問題と、②1960年改訂以降の「職業教育の学校内化」（目標・課程における自己完結的職業教育志向）が存在した。

だからこそ、後者とは裏腹に、第2期の「日本的デュアルシステム」の時期は定時制生徒を対象として一定発展したのである。しかし、このシステム下の現場実習も、③1960年代半ばあたりピークとした定時制進学者数の状況（中卒者の全日制ないし普通高校への殺到）、④同じく1960年代半ばからの新規学卒就職市場における「中卒者から高卒者」へのシフトという事情に基盤を掘り崩される。

第4期、そして現段階においていっそう明瞭になってきたことは、⑤「高卒就職から大卒就職の時代」（職業準備なく大学に進学し、そのまま就職していく時代）を迎え、以前にも増して普通科生徒の就業体験、基礎・基本重視の職業（専門）学科生徒の就業体験が重要になっている。⑥とくに、高校生を含む青少年の職業観形成（職業の意味や自己との同一化）の不完全発達、一種の社会・経済的、政治的問題にまで押し出されているのである。

最後に、本稿に必要な現場資料の収集、内容上の助言に多大のご協力をいただいた、伊藤一雄氏（高野山大学教授）、久野井彰夫氏（元西野田工業高校教諭）、松村長造氏（西野田工業高校教諭）に謝意を表したい。

なお、本稿は本誌のために執筆されたものであるが、脱稿が同時期であったので平成13年度科学研究費基盤研究（A）（2）の中間報告書『中・高等教育における「インターンシップ」－職業・専門教育と雇用・就職の関連構造に関する日・独・中比較研究（国際共同研究中間報告書）－』（2002年3月）にも掲載されている。

<基本資料>

大阪府立西野田工業高校『学校要覧』 昭和25年度から28年度、31年度、34年度から35年度（以上ガリ版印刷）、41年度から43年度、49年度、51年度から52年度、54年度、56年度から平成3年度、平成8年度から10年度（いずれも活版印刷）。同『学校教育計画』昭和32年度（ガリ版刷り）、39年度から平成10年度（いずれも全日制のみで活版印刷）。

京都市学校職業指導委員会『京都市学校職業指導委員会報告』Vol.11（1952年8月）。

文部省「新制高等学校の教科課程に関する件」（1947年）『文部省学習指導要領 全21巻 1 一般編』1980年、日本図書センター。

文部省『高等学校学習指導要領 商業科編（試案） 昭和25年（1950）』（『文部省学習指導要領全21巻 18』日本図書センター1980年所収）、『学習指導要領 一般編（試案） 昭和26年（1951）改訂版』1951年、『高等学校学習指導要領 工業科編（試案） 昭和26年版』1951年。

文部省『高等学校学習指導要領 一般編 昭和31年改訂版』1955年12月、『高等学校学習指導要領 工業科編 昭和31年改訂版』1956年、『高等学校学習指導要領 商業科編 昭和31年改訂版』1956年。

文部省『高等学校学習指導要領（文部省告示）』1960年。

文部省『高等学校学習指導要領解説 工業編』（1970年版、学習指導要領全文巻末所収）1972年。

文部省『高等学校学習指導要領解説 工業編』(1978年版、学習指導要領全文巻末所収) 1979年。
文部省『高等学校学習指導要領解説 工業編』(1989年版、学習指導要領全文巻末所収) 1989年、『高等学校学習指導要領解説 商業編』(1989年版)、1989年。
文部省『高等学校学習指導要領』(1999年版)、1999年。

<引用参考文献>

小野幸夫「食品流通科における実践学習と現場実習」『産業教育』第468号、1989年9月。
加瀬和俊『集団就職の時代－高度成長のにない手たち－』青木書店、1997年。
川野辺敏他代表『職業・労働教育』現代海外教育シリーズ3、ぎょうせい、1981年。
倉内史郎・宮地誠哉・中村重康『企業内教育の動向調査』野間教育研究所紀要第22集、講談社、1963年。
学事出版『高校教育基本資料集 答申・報告編(上)』1994年。
小林一也『資料 日本工業教育史』実教出版、2001年。
斎藤健次郎「学校形式の企業内養成教育について」『教育学研究』第29巻第4号、1962年。
佐々木享(代表者)「中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究」(基盤研究C2)、2001年。
佐藤史人「高等学校長協会の活動を通して見た職業教育法立法化運動の経緯」佐々木享編『技術教育・職業教育の諸相』大空書店、1996年。
菅山真次「中卒者から高卒者へ－男子学卒労働市場の制度化とその帰結－」荻谷剛彦他『学校・職安と労働市場－戦後新規学卒市場の制度化過程－』東京大学出版会、2001年。
武市春男『商業教育論』国元書房、1956年。
寺田盛紀「企業における人間形成と教育学－OJTの産業教育学的検討－」鈴木祥三編『現代産業社会と教育』明石書店、1991年。
寺田盛紀「高校教育改革と総合学科の性格」新海・寺田・的場『現代の高校教育改革－日本と諸外国－』大学教育出版、1998年。
寺田盛紀(代表者)『職業・専門教育と雇用・就職の関連構造に関する日独中比較研究』(科研基盤研究A2)、2001年。
中谷美鶴「体験学習と資格取得を重視した進路指導への取り組み」『産業教育』第462号、1989年3月。
日本経済団体連盟『「高校新卒者の採用に関するアンケート調査」の集計結果について』2001年。
波多朝「職業訓練法」『職業訓練基準による技能教育指導の実際』理工学社、増補改訂6版、1970年の巻末付録。
原正敏「勤労体験学習の問題点」『現代の技術・職業教育』大月書店、1987年。
細谷俊夫「連携教育に関する調査研究」『東京大学教育学部紀要』第9巻、1966年。
細谷俊夫『技術教育概論』東京大学出版会、1978年。
本庄良邦『企業内教育論』三和書房1964年。
宮地誠哉『中等教育と職業生活』川島書店、1978年。
村本卓夫「職業科目の履修を通じた勤労体験学習の在り方」『産業教育』第499号、1992年2月。
元木健「産学連けい方式の成立条件に関する実験的研究」『国立教育研究所紀要』第55集、1967年。
文部省『産業教育八十年史』1966年。
文部省『産業教育九十年史』1974年。

文部省『高等学校教育の改革に関する推進状況』2000年4月.

吉本圭一編『高校・大学・企業におけるインターンシップの展開と課題』カシオ科学振興財団第17回研究助成
報告書、2001年12月.

UNESCO: Revised Recommendation concerning Technical and Vocational Education. 1974.

UNESCO: Recommendation No.73 to the Ministries of Education concerning the Interaction between
Education and productive Work. in. Final Report; International Conference on Education 38th.
Session, Geneva 10.-19 November 1981.